

広
報

あさひ

no.603

2015. 6

June



総人口：10,403人 (+36)
男：5,187人 (+20)
女：5,216人 (+16)
世帯数：3,852世帯 (+19)
(平成27年4月末現在)

あさひ園 遠足

子育て支援だより

「子育てワンポイントアドバイス」

第114回『父の日にちなんで・・・』

こころの相談員 小林 節子

5月の母の日に、お子さんから可愛いプレゼントをもらったお母さん、いらっしゃるでしょうね。そして、6月は「父の日」こちらはどうでしょう。

子どもが幼いころは、育児はつい母親任せというご家庭も多く、「夫が非協力的で困る」「夫が忙しくて子どもとなかなか遊んでくれない」などお母さん方からよく聞くことばです。とはいえ、なかなか素敵なパパも多くなりました。（世間では育メンと呼ぶらしいですね。）

夫に対して不満があっても、お子さんに愚痴をこぼすのは控えた方がいいと思っています。お子さんが思春期になって心配事が起きて、いよいよ父親の出番という時に、いつも母親から父親の悪口を聞かされて育った子どもが、父親のことばに耳を傾けるでしょうか。それより、幼い頃から親がどれほど子どもを愛しているかを、ちゃんと伝えてあげてください。

父の日にちなんだ、親子で楽しめる絵本もありますので、お知りになりたい方は子育て健康課（TEL 377-5652）、もしくはあさひ園（TEL 377-5671、377-5672）にお問い合わせください。ご紹介させていただきます。

※小林相談員は、あさひ園・ふれあい広場、育児相談などで相談活動を行っています。

5月活動報告

5/12（火）マタニティ教室①

実施予定日：9月8日（火）、平成28年1月12日（火）

教室内容：妊娠中のトラブル、栄養に関するお話、妊婦体操、ママ友作り

対象：妊娠12週～27週の妊婦（対象週数以外の方も参加できます）



これからお兄ちゃん、お姉ちゃんになる
お子さんも参加できます♪
一緒に体操しました♪



マタニティ教室②（パパママ教室）も実施します。

是非、ご参加ください！

実施予定日：7月18日（土）、11月14日（土）、
平成28年3月19日（土）

問い合わせ・お申込は子育て健康課（TEL 377-5652）
までご連絡ください。

6月の子育て支援事業



日 程	時 間	事 業 名	内 容	対 象	場 所	予約	担 当
6/12(金)・16(火)・ 19(金)・23(火)・ 26(金)・30(火)・ 7/2(木)・7(火)・10(金)	9:00-12:00	あ そ び 場	スキンシップ・ ストレッチなどの 遊	発 達 が ゆっくりの 子と保護者	ほっとくらぶ	不 要	ほっとくらぶ (377-3522)
6/17(水)	10:00-12:00	ほ っ と す る 会	茶 話 会				
7/3(金)	9:00-12:00	親 の 会					
6/15(月)・22(月)・ 29(月)・7/6(月)	10:00-12:00	親 子 で 遊 ぼう	自 由 遊 び ど	未 就 園 児	児 童 館	不 要	カ ン ガ ル ー あ さ ひ (377-5652)
7/9(木)	10:00-12:00	親子ふれあい事業	集 団 遊 び など	未 就 園 児	児 童 館	要予約	社会福祉協議会 (377-2941)
6/14(日)	10:00-15:00	朝日こども将棋教室	将 棋 遊 び	小学1年生 ～6年生	教育文化施設	不 要	
6/13(土)・27(土)	15:00-15:30	お は な し 会	絵本の読み聞かせ な	お話を聞きたい方は どなたでも	あ さ ひ ライブラリー	不 要	教育文化施設 (377-6111)

*最終ページに子育て健康課の子育て事業を掲載していますので、ご覧ください。

*お問い合わせは、各担当者にご連絡ください。

朝日町食生活改善推進協議会 クッキングプラザ

和食に牛乳を取り入れた減塩レシピです。

鯖の乳和みそ煮



材料(4人分)

鯖……………4切れ	A	赤みそ……………大さじ1・1/2
牛乳……………160cc		酒……………大さじ3
赤唐辛子……………2本		砂糖……………大さじ1
分葱……………40g		

作 り 方

- ①魚が重ならない大きさの鍋にAを入れ溶かす。
- ②唐辛子は縦長2つに切る。
- ③魚と牛乳、唐辛子を入れ加熱する。ふつふつしてきたらおとし蓋をし、焦がさないように弱火で約10分程度煮て、そのまま冷ます。
- ④分葱は食べやすい長さに切り、さっと茹でる。
- ⑤皿に魚を盛りつけ、煮汁をかける。分葱は手前に添え、唐辛子は魚の上に飾る。

自分のライフスタイルに合わせてレッスン時間が選べる!
ひとり一人の目標にあわせた新しいレッスン。

ブリヂストンゴルフアカデミー生募集中!!

土・日曜・祭日の
朝オープンからAM9:30まで
サービス球あり!

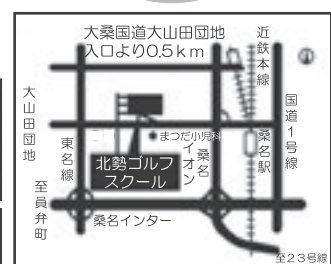
緑さわやかな230ヤード練習場

北勢ゴルフスクール

イオン桑名北向かいすぐ
TEL (0594) 23-1145

受付時間
平日 9:30-22:00
土日祝 8:30-22:00

4月～10月の日曜は
AM 8:00
オープン



有料広告掲載欄

後期高齢者医療制度のお知らせ 被保険者証が変わります。

被保険者証について

新しい被保険者証（**ピンク色**）を、7月下旬に、ご自宅に簡易書留にて郵送いたします。

若草色の被保険者証は、8月1日以降ご使用になれません。新しい被保険者証（**ピンク色**）が届きましたら、8月1日以降に**若草色**の被保険者証は朝日町役場に返却してください。（返却が困難な方で、ご自身で処分する場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。）

また、8月1日以降、病院や薬局の窓口では、新しい被保険者証（**ピンク色**）を提示してください。

《住民税非課税世帯に属する被保険者の方へ……》

住民税非課税世帯に属する方は、通院の際に、上記の『被保険者証』に加えて『限度額適用・標準負担額減額認定証』を病院の窓口へ提示すると、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

また、入院の際に提示すると食事代が減額されます。

この減額認定証の交付を受けるには、申請が必要です。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を納付いただきます。

原則、7月中旬頃に保険料額及び納付方法の通知を朝日町役場から送付します

○保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

○平成27年度の保険料の計算方法は下記のとおりです。

均等割額

43,050円

+

所得割額

（総所得金額等※－33万円）× 8.30%

=

年間保険料額

（賦課限度額57万円）

※総所得金額等とは

- ・各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
- ・遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
- ・各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は適用されません。

○保険料の軽減措置

◆所得の低い世帯に属する方に対する軽減

【均等割の軽減】

所得が低い世帯に属する方は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）	9割	4,305円
33万円以下	8.5割	6,457円
33万円＋被保険者数×26万円以下	5割	21,525円
33万円＋被保険者数×47万円以下	2割	34,440円

【注1】世帯は4月1日（年度途中で資格取得された方は資格取得日）時点での状況で判定されます。

【注2】前年12月末日の年齢が65歳以上の方の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

【注3】事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

【所得割の軽減】基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等－33万円）が58万円以下の場合、所得割が5割軽減されます。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった方に対する軽減

被保険者均等割額が9割軽減され、所得割は課されません。

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、保険福祉課にお知らせください。

○保険料の減免、徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な方（概ね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請を行っていただくことにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます。（保険福祉課にご相談ください）

○保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収（年金からの天引き）」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

○申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得（課税標準）額が145万円以上の被保険者及びその方と同一世帯の被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する被保険者の方は、申請により負担が1割になります。（7月末までに申請された方は8月から、8月以降に申請された方は申請月の翌月から負担割合が変更）

●同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）…383万円未満

※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満

●同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）…520万円未満

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

○目的 健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。

○対象者 8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる方

○送付スケジュール 4月末時点の被保険者⇒6月下旬発送 5月～7月中に被保険者となられる方⇒8月下旬発送
8月中に被保険者となられる方⇒9月下旬発送

○受診期間 7月から11月末までの間

○受診場所 病院・診療所など

○受診方法 受診券等をご覧ください。

○自己負担額 住民税課税世帯の方 500円 住民税非課税世帯の方 200円

はり・きゅうの施術の申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意していることが必要で、医療機関で治療を受けながらの施術は認められません。

あん摩・マッサージの施術の申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、治療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限りします。

柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ること必要です。）は、健康保険等の対象となりますが、疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

問い合わせ先

・三重県後期高齢者医療広域連合事業課

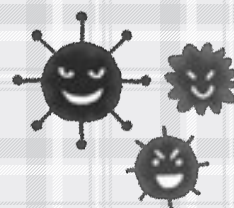
被保険者証・保険料・一部負担金関係 TEL 059-221-6883

健康診査・療養費関係 TEL 059-221-6884

・保険福祉課 TEL 377-5659

高温多湿の季節は水虫に注意！

梅雨から夏にかけての高温多湿の時期は、食中毒菌だけではなく水虫の菌も活発に活動しています。皮膚科にかかる患者数も、5月ごろから急増し、夏が終わるとともに減少します。誰でもかかる可能性がある水虫の正体を知り、予防と撃退につなげましょう。



水虫の症状

①趾間型

足の指の間の皮膚が白くふやけてむけたり、赤くただれたりし、かゆみがあります。

②小水疱型

足の裏や側面、指、指と指の間などに、小さな水疱ができます。水疱の周りが赤くなり、はれることがあります。痛みを伴うことがあり、特に水疱のでき始めなどに強いかゆみがあります。

③角化型（角質増殖型）

かかとを中心に足の裏やふちなどの角質が、厚く硬くなりひび割れを起こしてガサガサな状態になったり、あかぎれのようになり、皮がむけたりします。自覚症状が少なく、水虫と気づきにくく、冬の乾燥による肌荒れなどと勘違いしてしまいがちです。かゆみはほとんどありません。

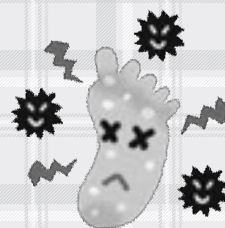
水虫を予防するには

水虫は、高温と多湿という条件が整うと活発に活動を始めます。日本の梅雨から夏にかけての蒸し暑さは、水虫にとっては最高の環境といえます。水虫の予防には、「水虫が活動しにくい環境づくり」と「水虫にかかっている人からの感染防止」が最も重要です。

①少なくとも1日1回は足をせっけんでていねいに洗う

②足が蒸れた状態を長時間続けない

③免疫力を高め、良好な健康状態を保つ



水虫といえば、男性の病気と思いがちですが、ブーツや細めの靴など足の指の間に湿気のたまりやすい靴を履く女性も多く水虫になっています。

水虫の疑いがある症状を見つけたら、決して放置することなく、また、自己判断で市販の薬を使用せずに、必ず皮膚科を受診して検査を受けるようにしましょう。

介護認定を受けていない方、非該当の方も利用可能。
短時間でのご利用もご相談下さい。

**お元気デイサービス
エクセレントくわな**

個別リハビリも好評です
エステ・マッサージも人気
快適な機械浴もあります



医療法人 福島会

桑名市福島1000-1（桑名駅から徒歩7分）

★施設入居のご相談も
承っております。

【お問い合わせ】月～土／8:30～18:00

☎0594-27-5000

ふくじま

ブログも公開中！

検索

**1日無料体験
受付中**
昼食・入浴・
送迎も無料



平成**27**年度

栄養教室受講者募集

～お料理が好きな方、レパートリーを広げたい方、大募集～

三重郡が合同で開催している栄養教室は、地域に健康づくりの輪を広めるボランティア「ヘルスマイト」として活躍していただくための講習会です。栄養教室に参加して、あなたもヘルスマイトになりませんか？

と き	7月6日(月)	8月3日(月)	内 容	調理実習・講義	
	9月7日(月)	10月5日(月)		募集人数 朝日町より 5名(男女問わず)	
時 間	11月9日(月)	12月7日(月)	参加費用	実習費用： 2,500円	
	平成28年2月1日(月)			交通費： 各自負担	
と ころ	10時～14時30分		申込期間	6月26日(金)まで(土、日除く)	
	三重郡川越町健康管理センター 2階栄養指導室			申 込 先 保険福祉課 377-5659	

はかりの検査を受けましょう

取引や証明に使用するはかりは、2年に1度検査が必要です。このため、三重県計量検定所では次のとおり定期検査を実施します。

日 時	7月2日(木)	10時30分～15時	場 所	朝日町役場 駐車場
手数料	計量器の種類や能力によって異なります。 支払いは現金をお願いします。			

●対象となる計量器●

- ①商店・スーパー：精肉・鮮魚・青果・惣菜の内容量表記での販売用
- ②農業：穀物・椎茸・製茶・鶏卵・青果等の庭先販売用、行商用
- ③病院・薬局：薬の調剤用、体重測定用(健康診断用)
- ④官公所：体重測定用(学校、幼稚園等の健康診断用)
- ⑤宅配取扱業(コンビニエンスストア等の取次も含む)：宅配使用

問い合わせ先 三重県計量検定所 TEL 059-223-5071 産業建設課 TEL 377-5658

議会を傍聴しませんか

平成27年 第2回定例会の予定

月 日	曜日	開会時間	区分	適 要
6月16日	火	9:00	本会議	所信表明及び行政報告 提案説明・質疑
6月18日	木	9:00	委員会	総務建設常任委員会
6月19日	金	9:00	委員会	民生教育常任委員会
6月24日	水	9:00	本会議	一般質問・所信表明に対する質問
6月26日	金	9:00	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決

本会議は30名、
委員会は10名まで
傍聴できます。



ふるさとと納税制度改正のお知らせ

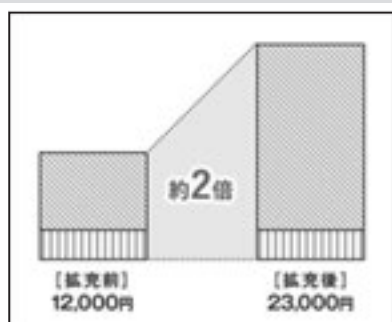
ふるさとと納税は、その活用により、地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があると評価があるなど、さまざまな意義をもつ制度です。こうした点をさらに活かし、政府の最重点課題となっている「地方創生」を推進するため、平成27年度の税制改正において、ふるさとと納税の拡充が行われましたのでお知らせします。

制度改正 1 ふるさとと納税枠を約2倍に拡充

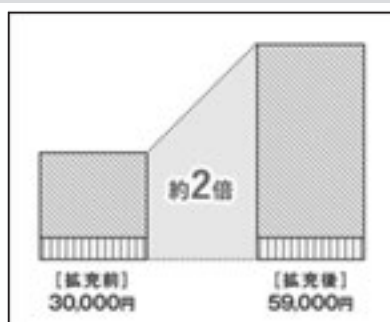
ふるさとと納税を行う際、2,000円を除いた全額が控除される限度額である「ふるさとと納税枠」が、約2倍に拡充されました。平成27年1月1日以降のふるさとと納税から対象となります。

ケース別の具体事例（イメージ） ※扶養家族が配偶者のみ（1名）の給与所得者の方の場合

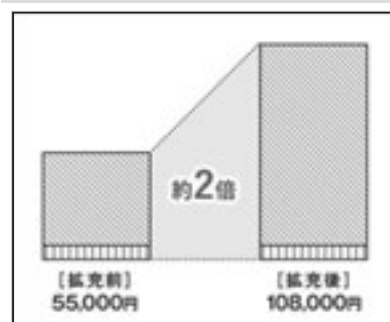
◎年収300万円の方の場合の ふるさとと納税枠



◎年収500万円の方の場合の ふるさとと納税枠



◎年収700万円の方の場合の ふるさとと納税枠

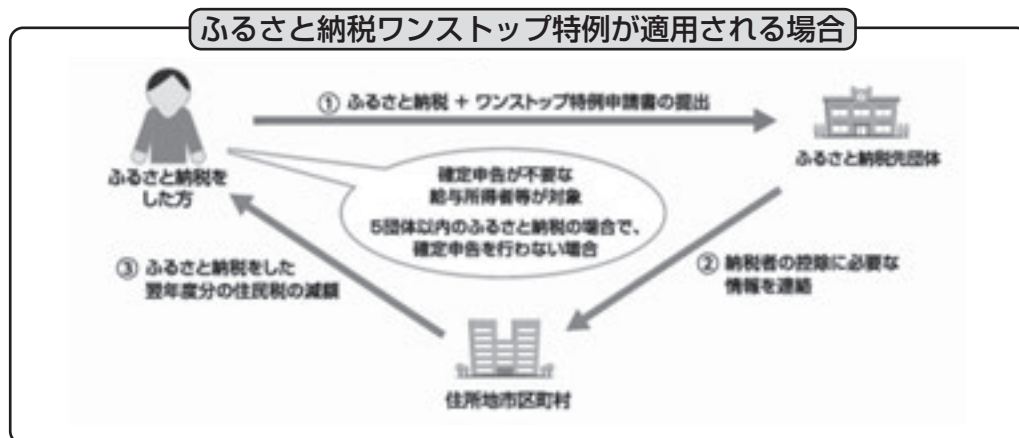


…寄附金控除対象外 (2,000円)

…控除額

制度改正 2 手続きの簡素化（ふるさとと納税ワンストップ特例制度の創設）

確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさとと納税を行う場合に、ふるさとと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさとと納税を行う際に、各ふるさとと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさとと納税についての寄付金控除を受けられる特例的な仕組み（ふるさとと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。



ふるさとと納税ワンストップ特例の適用を受けるためには、申請書に記入の上、ふるさとと納税をする際にふるさとと納税先団体へ申請書を提出する必要があります。

問い合わせ先 総務課 377-5651

<町史だより>



※取組みの紹介

- 【萬古焼部会】 4月11日（土）町史編さん課にて会議を開催しました。
4月7日（火）・14日（火）・21日（火）・28日（火）パラミタミュージアムにて資料調査を実施しました。
- 【橘守部部会】 4月11日（土）博物館にて会議を開催しました。
- 【民俗部会】 4月20日（月）町史編さん課にて会議を開催しました。
4月13日（月）・14日（火）真光寺、19日（日）苗代神社、22日（水）井後神社にて調査を実施しました。
- 【建造物部会】 4月16日（木）博物館にて会議を開催しました。
- 【考古部会】 4月25日（土）遺跡調査を実施しました。
- 【文献史料部会】 5月8日（金）町史編さん課にて会議を開催しました。

※収集資料の紹介



昭和37年4月完成



昭和37年5月13日竣工式



昭和58年10月窓枠改修



平成22年8月職員室増築

豆知識

昭和37年4月完成。同年5月13日に竣工式が行われました。（設計：故坂本鹿名夫氏）
昭和58年10月にアルミサッシ窓枠改修、平成15年12月に耐震工事、平成22年8月に職員室の増築工事が行われ、平成25年12月に国の有形文化財に登録された全国でも稀な校舎です。

和紙などに墨で書かれた文書類、明治～昭和時代の建物・風景写真など、資料の提供をお願いします。

問い合わせ先：町史編さん課（朝日町公民館内）TEL 377-5195 FAX 377-5196

春季 訓練

4月18日（土）19時から四日市市北消防署朝日川越分署にて朝日町消防団の各分団（機動隊、第1～第4分団）による春季訓練を実施しました。

今回の訓練は、朝日川越分署員指導のもと各分団機関員は座学、その他団員はポンプ操作及び放水訓練、最後に礼式訓練を行いました。

各分団実際の火災消火を想定したこうした日々の訓練が町民の皆様の安心安全に繋がると信じ一丸となっています。



（礼式訓練の様子）



（貯水槽を活用したポンプ取り扱い）

「無事故へと 気持ち集中 はっけよい」 6月は危険物安全管理強調月間です

消防本部予防保安課（TEL 356-2010 FAX 356-2041）

消防本部では6月を危険物安全管理強調月間とし、危険物による火災や事故を防ぐための運動を展開しています。

■セルフスタンドの利用について

年々設置箇所が増え、身近な存在となっているドライバー自身が給油するセルフスタンドですが、取扱方法を誤ると思わぬ事故につながりますので、以下の点に注意しましょう。

- 白線などで示された場所に停車し、必ずエンジンを停止しましょう。
- 給油する自動車に適した油種を確認しましょう。
- 給油前には必ず「静電気除去シート」に触れ、体に溜まっている静電気を取り除いてから自動車の給油口キャップを開けましょう。
- 給油ノズルを止まるところまで差し込み、給油ノズルのレバーを止まるところまで確実に引いて給油を行きましょう。
- 注ぎ足し給油をすると燃料が給油口の外に吹きこぼれることがあり危険ですので、やめましょう
- 給油口キャップの置き忘れに注意しましょう。



不法電波から暮らしを守れ!! 電波利用環境保護周知啓発強化期間



- ◆無線機器の使用には技適マークの確認を！
- ◆電波の利用には、原則免許が必要！
- ◆外国規格の無線機器は国内では使用できません。【技適マーク】



【問い合わせ先】 総務省東海総合通信局

不法無線局の相談

（TEL:052-971-9107）

テレビ等の受信障害の相談（TEL:052-971-9648）

**6月1日～
6月10日**



困ったら 一人で悩まず 行政相談



「行政相談」ってご存知ですか？

「行政相談」とは、国や特殊法人等の仕事について、みなさんから意見、苦情をお聞きし、その解決の促進を図る制度です。

年金、保険、税金、登記、道路、福祉などの役所の仕事についてお気軽にお問い合わせください。

行政相談は次のところで応じていますのでご利用ください。

7月6日（月） 13：00～15：30

保健福祉センター 2階研修室

※心配ごと相談日です。

または、

514-0033 津市丸ノ内26-8

総務省 三重行政評価事務所 行政相談課

0570-090-110

平日8：30～17：15

（注）1. 土・日・祝日、上記以外の時間帯は留守番電話で対応します。

2. PHS、IP電話などをご利用の場合は

059-227-1100

3. ご相談のお電話は、相談内容の正確な把握のため、録音させていた
だいています。

事業主の
みなさまへ

労働保険

(労災保険・雇用保険)

の年度更新はお早めに！

労働保険料(平成26年度確定・27年度概算)の申告・納付は

6月1日(月) から 7月10日(金) までです。

お忘れなく！ お早めに！

★年度更新集合受付会を開催します

日時	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9時～16時
場所	四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野の各労働基準監督署 桑名市城東地区複合施設「はまぐりプラザ」 鈴鹿市神戸コミュニティセンター 尾鷲公共職業安定所	以上9会場

※申告書記載について不明の場合は、次の資料をお持ちください。

- ①「概算・確定労働保険料／一般拠出金申告書」
- ②作成した平成26年度確定分の賃金集計表
一括有期事業のうち建設事業については、工事台帳(請負金額・工期等が確認できるもの)
- ③事業主印鑑(法人は代表者印鑑)

※ 労働保険の年度更新手続きは、電子申請により労働局・労働基準監督署へ出向がなくても、自宅・オフィスから、いつでも手続きができます。

(詳しくは、電子政府の総合窓口へ <http://www.e-gov.go.jp/>)

〈お問い合わせ〉 三重県労働局総務部 労働保険徴収室
津市島崎町327-2 TEL 059-226-2100

ま ち の 話 題

あさひ園遠足

5月8日（金）、あさひ園の園児が東芝グラウンドへ遠足にいきました。

グラウンドで縄跳びや、ボール遊びをして仲良く楽しんだ後、ご家庭で作ってもらった、お弁当をおいしそうにみんな食べていました。



な ん で も 掲 示 板



寄 付

■三重北農業協同組合 様 3,042円

かぶせ茶のペットボトルの朝日町売上金の一部を社会福祉協議会にご寄付いただきました。

■ザ・サンライズ 様 6,000円

社会福祉協議会にご寄付いただきました。

ご厚意ありがとうございます。

“わたしの町の情報コンシェルジュ” コーナーのお知らせ

夏休み、どこ行こう？ 全国の観光パンフレット大集合！！

昨年好評だったので、今年も全国からパンフレットを取り寄せました！

夏休みに向けて楽しい旅行の計画を立てる参考に是非ご活用ください！

部数に限りがありますのでお早めに・・・もちろん国内・海外のガイドブック・雑誌・時刻表も図書館にはありますのでこちらでもご利用ください。

また、博物館では「江戸の旅文化一名所図会を楽しむ

ー」と題しまして、昔の旅に関する資料を展示しますので、こちらにも足をお運びいただき、旅人気分を満喫してください。

場 所：教育文化施設 1F エントランスホール

期 間：6月3日（水）～8月30日（日）（休館日を除く）
（博物館の展示は6月3日～7月30日まで）

問い合わせ先：朝日町教育文化施設 TEL 377-6111

合同企業説明会の開催

桑名公共職業安定所合同企業説明会を下記により開催します。

記

日 時：7月9日（木） 13時～16時
（12時20分 受付開始）

場 所：くわなメディアライブ 多目的ホール

対 象 者：平成28年3月新規学校卒業予定の学生・生徒及び既卒3年以内の方（当日参加自由）

参加企業：ハローワーク桑名管内の企業
（20社程度を予定、申込み方式）

形 式：各企業ブースでの個別面談方式

※ 説明会に対するご相談・お問い合わせはハローワーク桑名求人専門援助部門までお願いします。
（担当 梅澤又は橋本） TEL 0594-22-5141

寄 贈

■松本善造 様

絵画『朝日村』をご寄贈いただきました。
絵画は朝日町教育文化施設 1F エントランスホールに展示させていただきます。



税 務 職 員 募 集

税 務 職 員 募 集 (高校卒業程度)	
職 種	税務職員採用試験
受 験 資 格	1 平成27年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成28年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者
申 込 期 間	【インターネット】 6月22日(月)～7月1日(水) 【郵送又は持参】 6月22日(月)～6月24日(水)
試 験 日	第1次試験 9月6日(日) 第2次試験 10月14日(水)から10月23日(金)までのいずれか指定する日
問い合わせ先	名古屋国税局 人事第二課 試験係 TEL 052-951-3511(内線3450) 国税庁HP (http://www.nta.go.jp)

川越町・朝日町プレミアム付商品券 取扱店舗の募集について

川越町、朝日町、朝明商工会では、地元消費の喚起、地域経済の活性化を目的に地域限定の5,000円で6,000円の買い物ができるプレミアム付商品券(1冊 500円券12枚綴り)を発行します。

この商品券を発行するにあたり、商品券の取扱店舗を募集します。ただし、取扱店舗は川越町・朝日町域内にある店舗に限られます。

なお、商品券の発売や使用期間等は、後日、回覧や広報等で周知します。

申 込 期 間	6月5日(金)～ 6月19日(金) (土・日以外の午前9時から午後5時まで) 申込期間終了後も随時、申し込みが可能です。
申 込 方 法	登録申込書を朝明商工会に持参してください。 登録申込書は朝明商工会、川越町・朝日町産業建設課窓口配布又は下記のホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先

朝明商工会 TEL 365-6603
 ホームページアドレス <http://www.ccnetmie.ne.jp/~asake/>

川越町役場 産業建設課 TEL 366-7120
 ホームページアドレス <http://www.town.kawagoe.mie.jp/>

朝日町役場 産業建設課 TEL 377-5658
 ホームページアドレス <http://www2.town.asahi.mie.jp/>

10月
から

マイナンバーの通知が始まります

—社会保障・税番号制度のご案内—

平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が公布され、日本国内の市町村に住民登録のある全ての方に個人番号（マイナンバー）を付番し、同一人であることを確認するための「社会保障・税番号制度」が創設されることが決まりました。

マイナンバーは、公平・公正な社会の実現や行政手続の利便性の向上、行政の効率化を図るための社会基盤となる番号で、町では法律の定めに従い、今年10月からのマイナンバーの通知に向けた準備を進めています。

今号では、町民の皆さんにマイナンバーへの理解を深めていただくために、制度の概要と今後のスケジュールをご紹介します。

マイナンバーの概要とメリット

●マイナンバーとは

10月から、日本国内の市区町村に住民登録のある全ての方に通知される12桁の番号です。マイナンバーは一生使うもので、原則として不変ですが、「番号が漏えいするなどし、不正に使われるおそれがある場合」には変更できることとなっています。

●マイナンバー導入のメリット

現在、行政機関（国）・地方公共団体（自治体）などには年金の基礎年金番号、介護保険の被保険者番号、自治体内での事務に利用する宛名番号のように、事務を行う機関ごとに個人を特定するための番号が複数存在しています。そのため、異なる分野や機関で管理している情報が同じ方のものであることを確認するための各種書類を添付していただくなど行政手続の際に申請者にさまざまな負担が生じています。

各分野・各機関で横断的に1つのマイナンバーを活用する社会保障・税番号制度の導入によって、たとえば、個人の所得をより正確に把握して公平な税負担を実現する、あるいは年金・医療保険などの社会保障をよりの確に提供するなど効果が期待されています。

今後のスケジュール

マイナンバーの導入の手順や運用に関するスケジュールは次のとおりです。

10月「通知カード」の発行

町から12桁のマイナンバーを通知するカードをお送りします。

※通知カードは公的な本人確認書類ではありません。

平成28年1月「行政手続での利用開始」「個人番号カード」の交付開始

社会保障・税・災害対策分野の行政手続で利用を開始します。また、希望者には申請により個人番号カード（顔写真付きのICカード）が交付されます。個人番号カードは、公的な本人確認書類として利用できます。

※個人番号カードの申請方法などは、今後の「広報あさひ」や町ホームページなどでお知らせします。

マイナンバーについて詳しく知りたい方へ

◆マイナンバー・ポータルサイト

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆マイナンバー・コールセンター（有料）

TEL 0570-20-0178（0570-20-0291外国語対応）

問い合わせ先 総務課 377-5651

生活カレンダー

June

6

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
				11 埋立 のびのび相談	12 一般 健康料理教室	13
14	15	16 一般	17 すくすく相談 リサイクル運動	18 埋立	19 一般 育児相談	20
21	22 粗大(小向・埋縄) 心配ごと相談	23 一般 離乳食教室(後期)	24 再生(新聞紙等) すくすく相談	25 埋立 健康料理教室	26 一般 7・8ヶ月児相談	27
28	29	30 一般	1 (7月)	2 埋立 のびのび相談 3歳半健康診査	3 一般	4
5	6 粗大(縄生) 成人健康診査 心配ごと相談	7 一般 成人健康診査	8 再生(雑誌等) すくすく相談	9 埋立	10 一般 健康料理教室	

各施設等のマーク 保健福祉センター 埋立の日

健康事業内容

名 称	日	時 間	備 考
のびのび相談	11 7/2	予約時にご案内	内容：「落ち着きがない」「やりとりがうまくできない」「発達が遅くく」「集団生活になじめない」など臨床心理士による子どもの発達に関する相談（要予約）
健康料理教室	12 25 7/10	10:00～13:00	内容：肥満予防・高血圧予防を目的とした管理栄養士による調理実習の栄養教室（要予約） 持ち物：エプロン・三角巾・筆記用具
すくすく相談	17 24 7/8	予約時にご案内	内容：「ことばがゆっくり」「どもる時がある」「発音が気になる」など言語聴覚士による言葉の発達に関する相談（要予約）
育児相談	19	9:30～11:00 13:00～14:00	内容：身体計測、保健相談、栄養相談 持ち物：母子健康手帳
離乳食教室(後期)	23	10:00～11:30	対象：9～10ヶ月児（要予約） 内容：管理栄養士による後期・完了期の離乳食の講話と調理実習。 持ち物：エプロン・三角巾・おんぶ紐またはベビーカー
精神福祉相談		随時	内容：相談支援センターの相談員が相談を受けます。 ソシオTel (345-9016) / HANA Tel (320-2761)
障がい者の就職相談		随時	内容：四日市障がい者就業・生活支援センタープラウの相談員が相談を受けます。Tel (354-2550)
知的障がい福祉相談		随時	内容：相談支援事務所の相談員が相談を受けます。 陽だまりTel (328-5881) プルーム Tel (329-5657)
女性の悩み相談		随時	内容：北勢福祉事務所の女性相談員がDV・家庭問題などの相談を受けます。Tel (352-0557)
児童福祉相談		随時	内容：北勢児童相談所の相談員が子どもの発達・虐待・非行等の相談を受けます。Tel (347-2030)

※お申し込みは、子育て健康課 (TEL 377-5652) 保健師・看護師・管理栄養士まで



心配ごと相談 (22、7/6)
毎回、保健福祉センター2階研修室
午後1時～午後3時30分まで

リサイクル運動

(毎月第3水曜日(祝日、雨天の場合は翌日))

収集場所 保健福祉センター駐車場
(午前9時～午後1時まで)
出張場所 柿公民館
(午前10時～11時まで)

ごみ出しの日

一般ごみ	再生ごみ	埋立ごみ	粗大ごみ
火・金	24 (新聞紙等) 7/8 (雑誌等)	木	22 (小向・埋縄) 7/6 (縄生)

発行・(編集)：朝日町(企画情報課)
〒510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地
TEL (059) 377-5663 FAX (059) 377-4543

第603号 平成27年6月1日発行
URL : <http://www.town.asahi.mie.jp>
E-mail : asahi@town.asahi.mie.jp

広報無線がきこえにくいときは…
0120-251165 (通話無料フリーダイヤル)
※火災等の緊急時は利用できない場合があります。